

西東京市における児童虐待に関する取組について

西東京市教育委員会では、児童虐待の早期発見・早期対応を期するため、正当な理由がなく連続して欠席している児童・生徒に関わる対応方法を「西東京ルール」として定め、市内全校において統一的な対応を進めるとともに、学校や教員の対応力の向上を図る施策を推進し、より実効的な対策を進めていく。

平成28年度に開催された西東京市総合教育会議において、児童虐待への対策は平成27年度から継続して、重点施策と位置付けられている。

1 教育委員会の対応

(1) 児童虐待に関わる校内委員会の実施〔平成26年度から〕

管理職、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当教員等で構成する委員会で、児童虐待に関わる情報及び対応策について共通理解を図るために、月2回程度開催する。

(2) 児童虐待防止外部委員会の実施〔平成26年度から〕

管理職、生活指導主任、民生・児童委員等で構成する委員会で、児童虐待に関わる関係機関や地域社会と連携した対策や取組について検討するために、学期に1回程度開催する。

(3) 学校生活台帳の運用〔平成26年度から〕

児童虐待（疑い含む）等、児童・生徒の変化に関する気づきを全教職員で共有するもので、児童・生徒の小さな変化を見落とさずに、組織的な対応を行う。

(4) 西東京ルールの実施〔平成27年度から〕

児童・生徒の生命・身体に重大な被害が及ばぬよう、正当な理由がなく連続して欠席している児童・生徒に関わる統一的対応を示した。

欠席日数	学級担任等の対応	管理職の対応	教育委員会の対応
3日連続	管理職に報告を行う。	※緊急性があると判断した場合 統括指導主事及び子ども家庭支援センター「のどか」に報告する。	学校からの報告に基づき、必要な指導・助言を行う。
5日連続	家庭訪問を行い、児童・生徒に直接会うことで、欠席の状況を確認する。		
7日連続	家庭訪問を行ったが、 <u>本人と直接会うことが出来なかった場合や児童・生徒の状況に緊急性を感じた場合は、その旨を管理職に報告する。</u>	左記について、学級担任等から報告を受けた場合は、スクールアドバイザー（IP 200-3315）に報告する。	学校から詳細を聞き取り、必要と判断した事案については、教育委員会内に統括指導主事を中心とした対応チームを設置する。本チームは、情報収集及び対応策についての協議を行うとともに、欠席日数が、10日連続になる日を目途に、警察等に報告する。

(5) 児童虐待防止に係る感受性等を高める教員研修の実施〔平成27年度から〕

児童・生徒理解及び保護者との連携を深める研修や児童虐待の正しい理解と認識を深める研修を職層に応じて、重層的に実施した。

(6) スクールアドバイザーの配置〔平成27年度から〕

学校管理職の経験者を嘱託員として教育指導課に1名配置し、児童虐待を把握した際には、関係機関と連携を図りながら、学校を支援し問題解決に当たる。

(7) スクールアドバイザーの拡充と児童虐待防止外部委員会への派遣〔平成28年度から〕

学校や教員の児童虐待に関わる対応力の向上を図るため、スクールアドバイザーを1名から2名に拡充するとともに、各学校において年3回開催される児童虐待防止外部委員会に派遣し支援・助言を行う。

(8) 児童虐待防止外部委員会の委員構成の改善〔平成28年度から〕

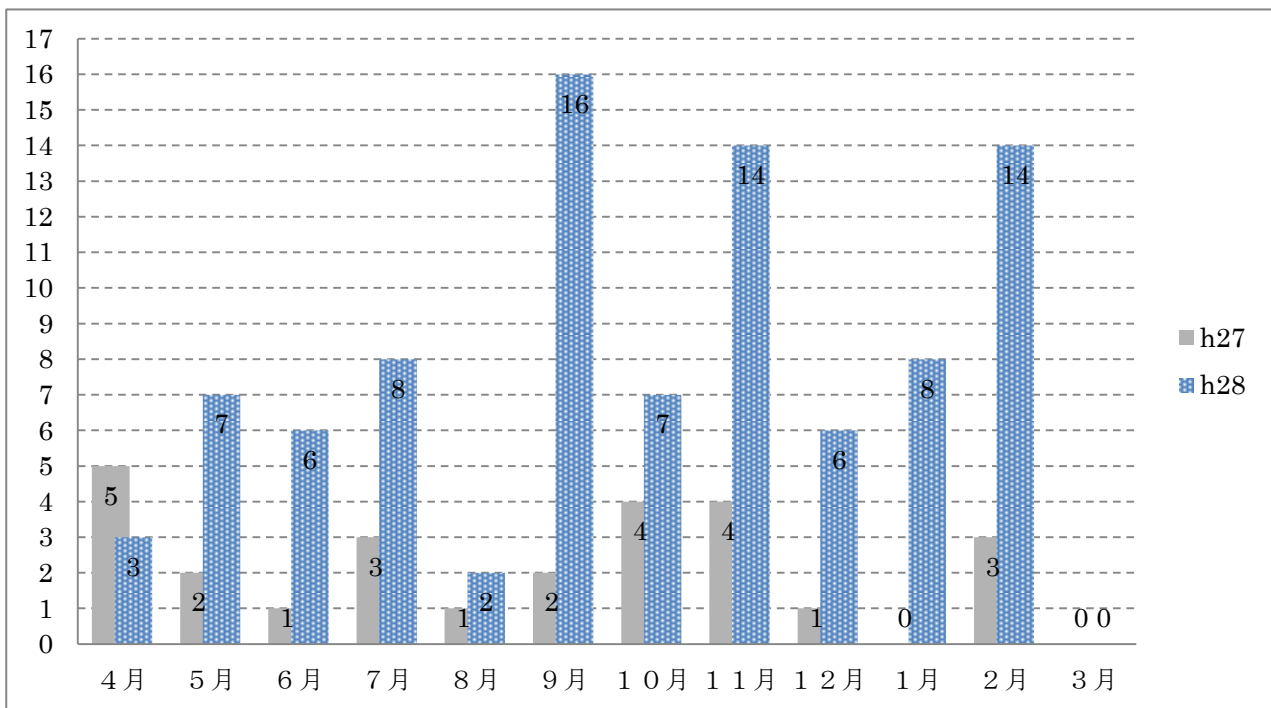
児童虐待外部委員会をより実効的にするために、従前からの構成委員に、教育指導課スクールアドバイザー及び子ども家庭支援センターのどか職員を加えた。

(9) スクールソーシャルワーカーの拡充〔平成29年度から〕

児童・生徒が生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対し、問題の背景を捉え、児童・生徒及び家族について専門的理解のもとに支援方針を考えていくことができる、心理・教育・福祉等に精通した臨床心理士を週4日に拡充して配置し、学校への定期派遣や依頼に基づく随時派遣を増やす。

2 西東京市立学校から西東京市教育委員会への児童虐待に係る報告件数

(1) 小学校



(2) 中学校

